

遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する法令の施行に関する行政命令

遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する法令1375号（2012年12月13日）
第9条第1項、第10条第3項及び第12条第1項に基づき、以下を制定する：

第1条

遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する法令第1375号（2012年12月23日）は施行された。

第2条

自然局は本法を管理する監督当局である。自然局は欧州議会及び欧州連合理事会規則(EU) No 511/2014 2014年4月16日に準拠する各規則を監督する。

第3条

行政命令は2014年10月12日に施行する。

環境省 2014年10月6日

キアステン・ブロスベル KIRSTEN BROSBØL

/ スヴェン・コフォエド・ハンセン / Sven Koefoed-Hansen

原文タイトル : Executive order on the entry into force of the Act on sharing benefits arising from the utilisation of genetic resources

原文リンク : <https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/01413F14-6BC4-7044-C1F1-1CF7D704497A/attachments/Executive%20order%20on%20the%20entry%20into%20force%20of%20the%20Act%20on%20sharing%20benefits%20arising%20from%20the%20utilisation%20of%20genetic%20resources.docx>

(最終アクセス日 : 平成 30 年 5 月 22 日)